

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇 1 8 6 5 番地
氏 名 ウム・ヴェルト株式会社
代表取締役 矢島 孝昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7 年 1 0 月 2 1 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 1 5 日

1. 事業の範囲
- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥（#1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（*）（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（かれき類を除く。）及び陶磁器くず（*）（#1）、かれき類（*） 以上 1 3 種類
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
- 【事業場①】
汚泥（#1）（廃乾電池に限る。）、廃油（廃乾電池に限る。）、廃アルカリ（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃乾電池に限る。）、金属くず（#1）（廃乾電池に限る。） 以上 5 種類
- 【事業場②】
汚泥（#1）（有機性のもの及び廃乾電池に限る。）、廃油（廃乾電池に限る。）、廃アルカリ（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃乾電池に限る。）、動植物性残さ、金属くず（#1）（廃乾電池に限る。） 以上 6 種類
- 【事業場③】
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（かれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）
- ※1 産業廃棄物の種類に（*）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2 産業廃棄物の種類に（#1）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3 産業廃棄物の種類に（#2）表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地
- 【事業場①】 埼玉県久喜市河原井町 4 7 番 4 の一部 以上 1 筆（面積 8 5 1 . 4 7 m²）
【事業場②】 埼玉県久喜市河原井町 4 6 番 以上 1 筆（面積 2 , 0 7 0 . 4 8 m²）
【事業場③】 埼玉県加須市栄字六軒 3 6 5 番 1、3 6 5 番 2 以上 2 筆（面積 2 , 8 9 4 . 2 0 m²）
保管施設の概要は裏面のとおり。
3. 許可の条件
収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。
4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成10年 6月16日	指令東環第126号	新規許可
平成28年 8月22日	指令産廃第544-1号	変更許可（事業場②の追加）
令和 2年 9月25日	指令東環第120-6号	更新許可
令和 5年 7月31日	-	変更届（代表者）
令和 7年10月21日	指令産廃第561-1号	変更許可（事業場③の追加）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載
6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油（廃乾電池に限る。）、 廃アルカリ（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃 乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。） 以上 5 種類	8. 0 m ²	2. 1 m (屋内)	5. 2 m ³ (200Lドラム缶×26個)
汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。） 以上 2 種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	0. 5 m ²	0. 9 m (屋内)	0. 2 m ³ (200Lドラム缶×1個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥（有機性のものに限る。）、動植物性残さ 以上 2 種類	10. 0 m ²	1. 8 m (屋内)	10. 3 m ³ (10. 3mコンテナ×1個)
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油（廃乾電池に限る。）、 廃アルカリ（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃 乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。） 以上 5 種類	17. 4 m ²	2. 1 m (屋外)	11. 8 m ³ (200Lドラム缶×59個)
汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。） 以上 2 種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	0. 5 m ²	0. 9 m (屋外)	0. 2 m ³ (200Lドラム缶×1個)

【事業場③】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上 3 種類（い ずれも廃太陽光パネルに限る。）	31. 4 m ²	3. 7 m (屋内)	88. 8 m ³ (2. 112m ³ ラック×42個 又は1. 848m ³ パレット ×16個)

(以下余白)